

第240回 大阪海区漁業調整委員会 次 第

- 1 日 時 令和4年5月16日（月）
 午後3時40分から

- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階
 海区委員会室

- 3 議 題
 (1) 海区漁場計画（案）について
 (2) 漁業許可の公示について

海区漁場計画（案）

令和 4 年 5 月

大 阪 府

第 1 種区画漁業権

1 公示番号 区第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

貝塚市二色南町地先

(3) 漁場の区域

次の基点26号、ア、イ、ウ及び基点27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時線とによって囲まれた区域

基点第26号 阪南6区内水域西防波堤基部東端

北緯34度26分59.8秒 東経135度19分41.8秒

基点第27号 阪南6区内水域東防波堤基部西端

北緯34度26分54.3秒 東経135度19分49.4秒

ア 基点第26号から真方位211度25分、194メートルの点

北緯34度26分54.5秒 東経135度19分37.9秒

イ 基点第26号から真方位173度25分、280メートルの点

北緯34度26分50.8秒 東経135度19分43.1秒

ウ 基点第27号から真方位219度75分、179メートルの点

北緯34度26分49.8秒 東経135度19分45.0秒

3 免許予定日

令和4年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

大阪市

此花区春日出北

堺市

東区白鷺町、西区鳳南町、南区茶山台、南区三原台、南区桃山台

和泉市

箕形町

泉大津市

条南町、助松町、菅原町、なぎさ町、東豊中町、寿町、戎町、池浦町、千原町

泉北郡忠岡町

忠岡北、忠岡中、忠岡南、忠岡東、北出

岸和田市

春木大小路町、春木若松町、春木泉町、春木本町、春木北浜町、春木南浜町、春木大国町、春木戎町、磯上町、上野町、下池田町、小松里町、中井町、土生町、野田町、大町、東大路町、西大路町、大工町、南町、紙屋町、中之浜町、西之宮町、大北町、中北町、尾生町、五軒家町、門前町、南上町、岡山町

泉佐野市

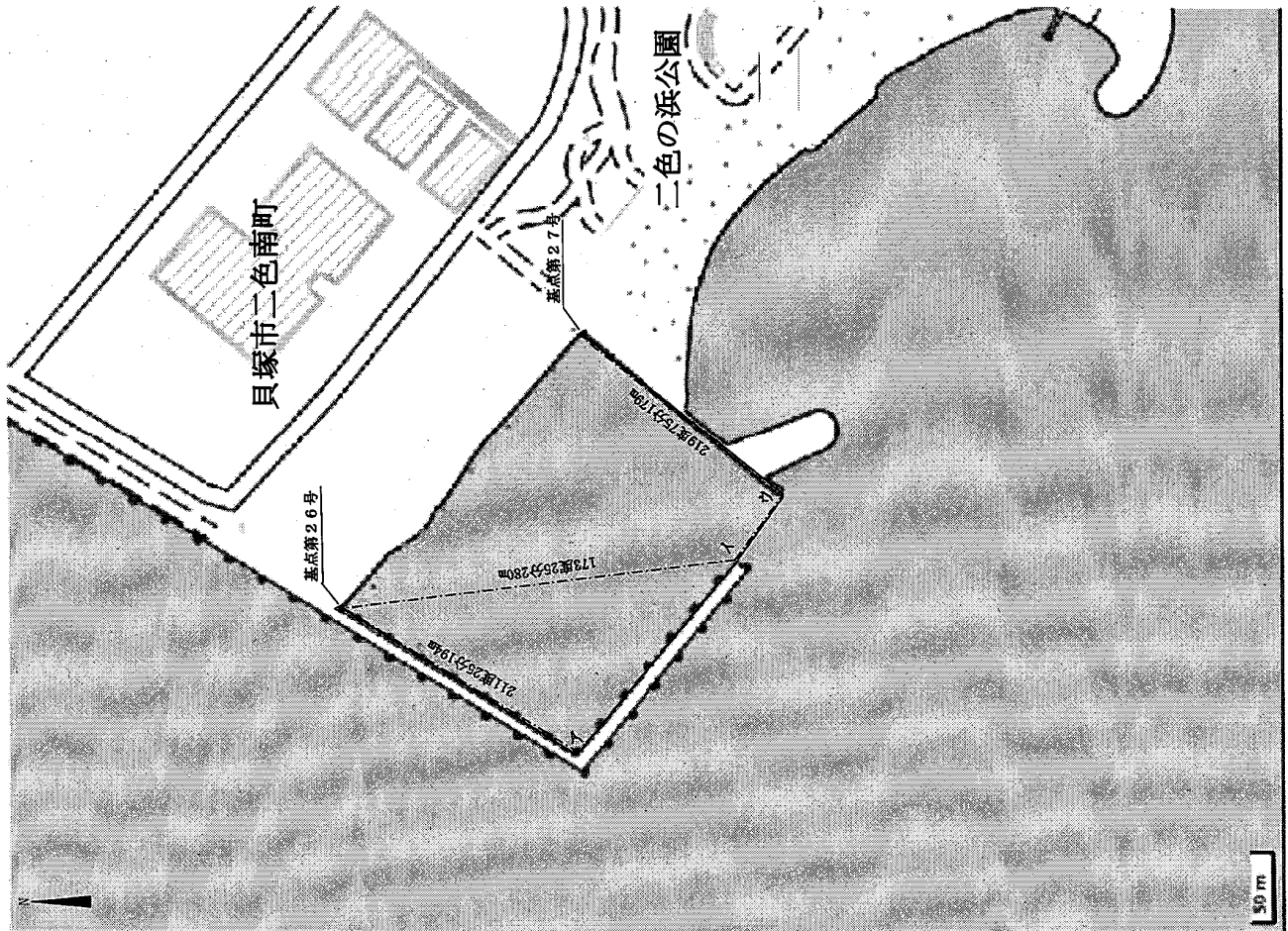
鶴原、上瓦屋、下瓦屋、湊、中庄、新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、旭町、高松東、高松西、日根野、南中安松

6 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

- 7 条件
養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
- 8 存続期間
令和4年9月1日から
令和5年8月31日まで

区第23号	
漁業種類	漁業の名称
第1種区画漁業	かき養殖業
漁場の位置	貝塚市二色南町地先
漁場の区域	次の基点26号、ア、イ、ウ及び基点27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時線とによって囲まれた区域。
基点第26号	阪南6区内水城西防波堤基部東端 (北緯34度26分59.8秒) 東経135度19分41.8秒)
基点第27号	阪南6区内水城東防波堤基部西端 (北緯34度26分54.3秒) 東経135度19分49.4秒)
ア	基点第26号から真方位21.1度 25分、194メートルの点 (北緯34度26分54.5秒)
イ	基点第26号から真方位17.3度 25分、280メートルの点 (北緯34度26分50.8秒)
ウ	基点第27号から真方位21.9度 75分、179メートルの点 (北緯34度26分49.8秒) 東経135度19分45.0秒)
点の位置	



海区委員会資料2

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について

令和4年5月16日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
ひきなわ漁業	1隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	8月1日から2月15日まで	なし

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

公示日から2ヵ月間